## 広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘

三

## 広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

 $\mathcal{O}$ ように改正する。 広島県病院事業職員組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号) 0) 一部を次

マチ科」を加え、「、脳神経内科」及び「、心臓血管・呼吸器外科」を削り、 第七条の表県立広島病院の項中 循環器内科」を削り、 「呼吸器内科」の下に 「整形外科」

の下に「、形成外科」を加え、  $\neg$ 脳神経外科」を削り、

に改める。 に、  $\overline{\phantom{a}}$ 地域連携センター 救命救急センタ 緩和ケア支援センター 緩和ケア支援室 総合相談・がん相談室地域連携・社会相談室 を を 地域連携セン 緩和ケア支援センター 脳心臓血管センタ 救命救急センター シター 緩和ケア支援室 脳神経外科 心臓血管・ご 脳神経内科 総合相談・がん相談室地域連携・社会相談室 呼吸器外科

第八条県立広島病院 の項中

救命救急センタ

地域連携センター こと。 その他予防衛生医療等に関する医療社会事業に関すること。健康相談等に関すること。

二 患者の入退院の決定に関するこ一 患者の診療に関すること。緩和ケア支援センター

三 緩和ケア に関すること。

牧命救急センター 一 患者の診療に関すること。 一 患者の入退院の決定に関すること。 一 患者の診療に関すること。

緩和ケア支援センター

患者の入退院の決定に関するこ患者の診療に関すること。

一 健康相談等に関すること。地域連携センター 三 緩和ケアに関すること。

を

その他予防衛生医療等に関する医療社会事業に関すること。

に改める。

とができる。
ま常勤の職とするこ
非常勤の職とするこ
別表第二号の表センター長の項備考の欄を次のように改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。